

「グリーン調達基準書」の運用について

キヤノンは、グリーン調達基準書に規定した要求事項の遵守をお取引先をお願いしています。この要求事項を遵守するうえで、以下の点をご確認ください。なお、ご不明点等がありましたら、お取引のあるキヤノン各社の調達・購買担当部門までご連絡下さい。

1. 「グリーン調達基準書」の位置付け

「グリーン調達基準書」は、取引基本契約書に基づき、キヤノンが地球環境保全活動の一環として行うグリーン調達活動におけるお取引先への要求事項を規定したものであり、その遵守はお取引先とキヤノンとの間の取引条件のひとつとなっております。

2. お取引先の環境保全活動の対象

キヤノンは、サプライチェーンを通じた全てのサプライヤについて、事業活動の環境マネジメントシステムと製品含有化学物質管理システムの構築・運用をお願いしております。つきましては、お取引先自身が要求事項を遵守するためには、お取引先のサプライヤ（さらに上流のサプライヤを含みます。以下同じ）に対して適切に確認等を行うことが必要となります。

3. キヤノンへの情報提供

キヤノンは、グリーン調達基準書において、サプライチェーンを通じて速やかな情報提供をお願いしております。お取引先だけでなくお取引先のサプライヤについて、グリーン調達基準書の「7. 要求事項の解説」の③に定める事項に該当する場合は、キヤノンへのご連絡をお願いいたします。

4. 要求事項の遵守状況の確認

キヤノンは、お取引先によるグリーン調達基準書の要求事項の遵守状況を確認するため、お取引先およびお取引先のサプライヤの事業所・工場への立ち入りをお願いすることがあります。お取引先およびお取引先のサプライヤでの遵守が不十分な場合には、改善をお願いしておりますが、改善が困難と判断された場合には、取引を縮小または停止という対応も行なっています。